

各位

株式会社 東北銀行

## 「農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の作成 に関する覚書」締結について

株式会社東北銀行（取締役頭取 佐藤 健志）、矢巾町（町長 高橋 昌造）、古里 FIC エネルギー合同会社（代表社員 株式会社古里木材物流）は、紫波郡矢巾町で計画する木質バイオマス発電事業（以下本事業という。）に関し、「農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の作成に関する覚書」を締結しましたので下記の通りお知らせいたします。

本事業は、地域においてこれまで十分に活用されていなかった未利用材の活用が見込まれており、矢巾町における林業そのものの活性化やそれに伴う雇用創出につながる取り組みとして期待されます。当行は本事業への主体的な支援を通じ、“地域力の向上”に取り組んでまいります。

### 記

#### 1. 締結日

2023年6月27日

#### 2. 覚書締結団体（代表者）

株式会社東北銀行（取締役頭取 佐藤 健志）

矢巾町（町長 高橋 昌造）

古里 FIC エネルギー合同会社（代表社員 株式会社古里木材物流）

#### 3. 矢巾バイオマス発電事業の概要

事業者	古里 FIC エネルギー合同会社
事業地	岩手県紫波郡矢巾町煙山第 2 地割 78 番 1
発電出力	1,990KW
想定年間発電電力量	約 1,450 万 Kwh（一般家庭約 5,000 世帯分に相当）
事業開始予定時期	2026 年 1 月

#### 4. 覚書締結の内容

「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づく基本計画の作成における相互連携。

以上

【本件に関するお問い合わせ】  
みらい創生部（担当：高橋祐也）  
TEL：019-651-6173

 東北銀行

〒020-0023 盛岡市内丸 3 番 1 号

電話番号 019-651-6161

FAX 019-653-1291

ホームページ <https://www.tohoku-bank.co.jp/>

【覚書締結式写真】



農山漁村再生可能エネルギー法については別添の資料をご参照ください。

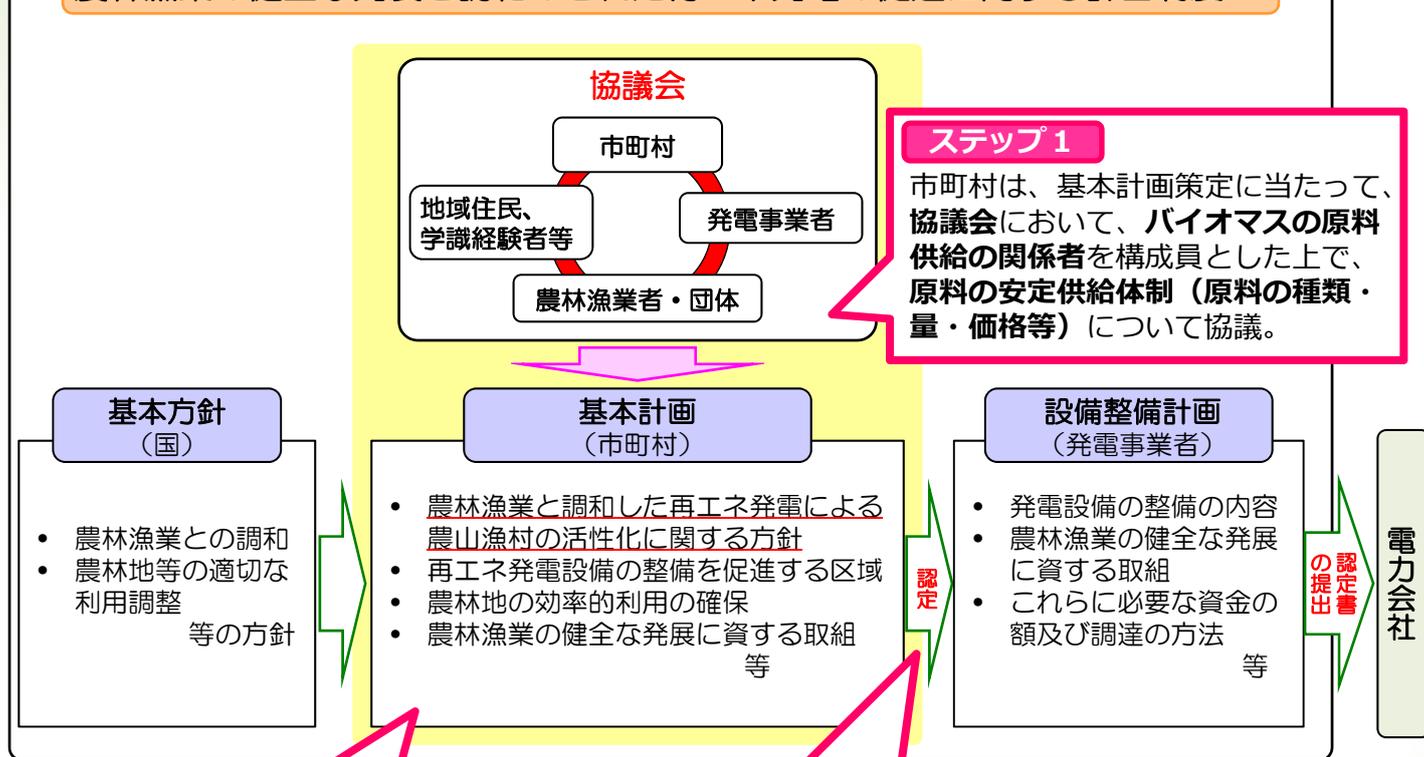
出典：農林水産省 WEB サイト

(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/houritu.html#houritu>)

# 農山漁村再生可能エネルギー法を活用して バイオマス発電に取り組みませんか

- ◆ 農山漁村再生可能エネルギー法は、地域の未利用の資源を生かした再生可能エネルギー事業による農山漁村の活性化を図るものです。
- ◆ 農山漁村再生可能エネルギー法を活用してバイオマスの安定供給体制を構築することは、事業の持続性・安定性の向上につながります。
- ◆ 発電事業者は、この法律に基づき、以下の3つのステップを経て市町村の認定を受け、適切にフォローアップを受けることで、固定価格買取制度における「地域資源バイオマス発電」の要件を満たすことができます（詳細は裏面）。

## 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度



### ステップ2

市町村は「農山漁村の活性化に関する方針」として地域に存するバイオマスを主に活用するもの<sup>(※)</sup>を促進することを記載した基本計画を策定。

※当該発電により得られる電気の量に占める地域に存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合について年間を通じて原則8割以上確保するもの。

### ステップ3

発電事業者は、基本計画に沿って設備整備計画を作成・申請。市町村は以下の点を確認して認定。

- ① 地域に存するバイオマスを主に活用するものとなっていること
- ② 地域の合意が図られていること
- ③ 原料の安定供給体制が構築されていること

### フォローアップ

認定後、市町村が、設備整備計画通りに事業が実施されているか、バイオマス比率計算方法書等で確認。

（木質バイオマス発電の場合）  
「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の遵守状況を確認。

### 【留意事項】

- ✓ 地域に存するバイオマスの利用率が8割未満となるなど、認定設備整備計画に従って事業が行われていない場合には、市町村が指導を行い、それでもなお改善が見込まれない場合等には、認定が取り消されることとなります。
- ✓ 既に電力会社と接続契約を行い、運転を開始しているバイオマス発電所も、この法律に基づき、市町村の認定を受けることが可能です。

- ◆ 「**地域資源バイオマス発電設備**」と認められたバイオマス発電設備は、固定価格買取制度における**出力制御ルール上の優遇措置を受けることができます。**
- ◆ **農山漁村再生可能エネルギー法に基づく市町村の認定**を受けることにより、「**地域資源バイオマス発電設備**」の要件を満たすことができます。

## 再生可能エネルギーの供給が過剰になったときの出力制御のイメージ

出力制御等の順番

- ① 再生可能エネルギーの出力制御の回避措置
  - ・ 火力発電設備（化石燃料混焼バイオマス発電を含む）について、安定供給上必要な限度まで出力制御
  - ・ 揚水式水力発電設備の揚水運転の実施
- ② バイオマス専焼発電設備
- ③ 地域資源バイオマス発電設備（出力制御が困難なものを除く）
- ④ 卸電力取引所等での電気の取引
- ⑤ 太陽光発電設備（10kW以上）  
風力発電設備
- ⑥ 太陽光発電設備（10kW未満）

接続契約時に、電力会社に対し、「出力制御が困難である」ことを年間の発電計画や発電設備の仕様等により、

- ① 稼働率が高く、燃料を保管できる発電仕様になっていないこと
- ② 未利用間伐材等を主な燃料としていること

を説明した上で、計画に沿って運転を継続。

出力制御の対象外

- 地熱発電設備、水力発電設備等
- **地域資源バイオマス発電設備（出力制御が困難な場合）**

「地域に存するバイオマス」の有効活用に資するもの（右記を除く）

〔未利用間伐材、地域の木材の端材、稲わら・もみ殻等を燃料とする発電〕

- ・ メタン発酵ガス発電設備
- ・ 一般廃棄物発電設備

外形的に分類可能  
(FITの認定区分で判断)

**以下の4つの要件を満たすことを電力会社に証明する必要があります！**

- ① 地域に存するバイオマスを主に活用するもの
- ② 地域の関係者の合意を得ていること
- ③ 発電に供する原料の安定供給体制を構築していること
- ④ ①～③の要件が満たされていることを事後的に確認できる体制が確立されていること

バイオマス発電事業者は、市町村から**農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定**を受け、認定通知書を示すことで、電力会社に対して自らが「**地域資源バイオマス発電設備**」であることを証明できます！

詳細については以下もご参照ください

- 出力制御について（経済産業省「よくある質問」）  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/faq.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/faq.html)
- 農山漁村再生可能エネルギー法の活用について（農林水産省HP）  
<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/houritu.html>